

○高森町建設工事入札制度合理化対策要綱

昭和54年10月1日制定

改正

昭和56年6月1日要綱第3号

平成9年3月31日要綱第5号

平成25年3月29日要綱第5号

高森町建設工事入札制度合理化対策要綱

(趣旨)

第1 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）の入札に際しては、事業の公共性及び特殊性に鑑み、業者の信用、技術及び施行能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるため、次の方法により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

(資格基準等)

第2 建設工事の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、主観的要素を勘案してこれを発注の標準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定し、又は指名する。

2 建設コンサルタント業務の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模等を審査して建設コンサルタント業務の適格者を決定し、又は指名する。

(競争入札に参加することができない者)

第3 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、競争入札に参加することができない。ただし、特別の理由がある場合を除く。

2 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領（平成23年要領第1号）の第1に該当する事実があった者は、その事実があった後別途定める期間競争入札に参加することができない。

(資格審査の申請)

第4 建設工事の入札参加希望者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、県内に主たる営業所のある者（以下「県内業者」という。）については、第1号から第3号まで及び第8号から第10号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 経営事項審査結果通知書（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の27の規定に基づくもの。）の写し

- (2) 建設業許可証明書の写し
- (3) 資格の審査を申請する年の1月1日（以下「審査基準日」という。）の直前1年の各事業年度における事業税の納税証明書（長野県に納税義務がある場合に限る。）
- (4) 法人にあつては、現在事項全部証明、個人にあつては、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書
- (5) 委任状又は社内規則（法第3条の規定により許可を受けた主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (6) 営業所一覧表（様式第2号）
- (7) 建設業退職金共済組合加入証明書（建設工場の現場で働く労働者を使用している者に限る。）の写し
- (8) 審査基準日の直前3年間の各事業年度における工事施工金額調書（様式第3号）
- (9) 審査基準日の直前3年間の各事業年度における工事経歴書（様式第4号）
- (10) 審査基準日の直前1年間の各事業年度の財務諸表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条に規定する書類）
- (11) 共同企業体協定書の写し（共同企業体の場合に限る。）
- (12) 共同企業体構成員資格調書（共同企業体の場合に限る。）

2 建設コンサルタント業務の入札参加希望者は測量、調査、設計コンサルタント入札参加資格審査申請書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、県内業者にあつては、第1号の建築士事務所の登録通知書の写をもって登録証明書に替えることができる。

- (1) 登録証明書（測量業者、建築士事務所、建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による登録を受けている建設コンサルタントをいう。）、地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録を受けている地質業者をいう。）及び補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による登録を受けている補償コンサルタントをいう。）に限る。）
- (2) 審査基準日の直前1年間の各事業年度における事業税の納税証明書（長野県に納税義務がある場合に限る。）
- (3) 法人の登記事項証明書、個人にあつては、後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書及び復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書及び住民票

- (4) 経営規模等総括表（様式第6号）
- (5) 業務経歴書（様式第7号）
- (6) 技術者経歴書（様式第8号）
- (7) 業者カード（様式第9号）
- (8) 委任状又は社内規則（主たる営業所以外の営業所において、競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (9) 審査基準日の直前1年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

3 前項及び第1項の各号に掲げる書類のうち、様式の定めのないものの様式は、それぞれの発行官公署において、定めた様式によるものとする。

4 資格審査申請書の提出期間は、審査基準日から2月末日までの間とする。ただし特別の理由があつて、別にその提出期日を町長から指定された者にあつては、当該指定された期日に提出するものとする。

5 資格審査申請書の提出は、1部を町長に提出するものとする。

（資格審査）

第5 競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の適否の審査は、第4の規定により提出された資格審査申請書及びその添付書類を基礎として行うものとする。

（審査の項目及び基準等）

第6 建設工事の入札参加資格の審査の項目及び基準は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める告示（平成20年国土交通省告示第85号）の定めるところによる。ただし、共同企業体にあつては、審査項目のうち、経営規模及び職員数については各構成員の和を、経営状況及び営業年数については、各構成員の平均値をもって審査の対象とする。

（入札参加資格を付与しない者）

第7 次の各号のいずれかに該当する者には、入札参加資格を付与しないものとする。

- (1) 建設工事にあつては、法第3条の規定による建設業の許可を受けていない者又は同法第27条の23の規定による経営事項審査を申請しない者若しくは申請した者のうち審査の結果、総合数値が得られない者
- (2) 建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント業務に係る営業年数が審査基準日の前日まで引き続き1年（審査基準日の直前1年以内に営業の同一性を失うことなく、組織の変更を行った沿革を有する者又は建設コンサルタント業務を譲受けた沿革を有する者にあつ

ては、当該変更前又は当該譲受け前に行った営業期間を含む。)以上経過していない者又は審査基準日の前日までに建設コンサルタント業務の業務実績のない者

2 前項の規定により入札参加資格を付与しないことに決定した者に対しては、その旨を通知するものとする。

(等級格付等)

第8 入札参加資格があると認められた者(以下「有資格者」という。)について、建設工事にあつては第6の規定による審査の結果の総合数値により等級格付を行い、建設工事入札参加資格者名簿(様式第12号)に、建設コンサルタント業務にあつては第4第2項に規定する書類の審査の結果を、建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿(様式第13号)に登載する。

2 前項の等級格付を行うに当たって、長野県知事が行う建設業者の経営等に関する事項の審査の結果を参考とすることができる。

3 第1項の等級格付にかえて長野県知事が行う等級格付をもってその者の等級格付とすることができる。

4 前項に定める建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)は、公表しないものとする。ただし、当該入札参加資格者名簿に登載された者に対しては、その旨を通知するものとする。

5 資格者名簿の有効期限は、次期の資格者名簿が作成されるまでとする。

(入札参加資格の取消し)

第9 有資格者が第3各項の一又は第7第1項第1号に規定する建設業の許可を受けていない者に該当するに至った場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を取り消された場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。

(等級別発注標準)

第10 建設工事の種類ごとの各等級別の発注の標準は、下表の左欄に掲げた等級の右欄の工事金額の範囲内とする。この場合の工事金額は、請負工事設計金額とする。

等級	工事金額				
	土木一式	建築一式	電気・電通	管・その他	舗装
A	1,500万円 以上	2,000万円 以上	200万円 以上	200万円 以上	全工事
B	800万円 以上 8,000万円 未満	900万円 以上 9,000万円 未満	2,000万円 未満	3,000万円 未満	3,500万円 未満
C	3,000万円 未満	4,500万円 未満	600万円 未満	700万円 未満	500万円 未満
D	1,500万円 未満	2,000万円 未満			
E	800万円 未満	900万円 未満			

2 町長が特に必要と認める場合はこの標準によらないことができる。

(専門工事業者の決定又は指名)

第11 土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含めて決定し又は指名することができる。

(設備工事の分離契約)

第12 電気工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。

(指名業者の選定)

第13 業者を指名しようとするときは、建設工事にあつては等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資格者のなかから、建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿より営業の種類に対応する有資格者のなかから選定するものとする。

第14 第13の規定により指名業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 工事の成績
- (3) 当該工事施工についての技術的適正及び技術者の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

2 前項に規定する各号の具体的運用基準は、別表によるものとする。

(随意契約における業者の選定)

第15 随意契約による場合の業者の選定は、第13の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。

(指名等の特例)

第16 特殊の技術を要する工事、緊急を要する工事又は特別の理由のあるときは、第13の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第17 業者の選定については、関係者以外の者に漏れないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(共同請負又は協業組合)

第18 共同企業体を結成し又は、協業組合を設立して入札に参加しようとする建設業者については、長野県の「共同請負実施要領」(昭和39年2月18日39監第108号)に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年10月1日から適用する。

附 則 (昭和56年6月1日要綱第3号)

この要綱は、昭和56年6月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月31日要綱第5号)

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第14関係）

留意事項	具体的運用基準
<p>(1) 不誠実な行為の有無その他信用状況</p>	<p>次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合は、選定しないこと。</p> <p>① 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領（平成23年要領第1号。以下「参加停止要領」という。）の規定に基づき、贈賄、業務に関する不正又は不誠実な行為による有無等による入札参加停止期間中である場合</p> <p>② 町発注の建設工事に係る請負契約に関し、次に掲げる状態に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 建設工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約が不適切であることが明確である。</p> <p>③ 警察当局から、町長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設工事業者又はこれに準じているものとして公共工事からの排除要請があり、その状態が継続している場合等明らかに請負者として不相当であると認められる場合</p>
<p>(2) 工事の成績</p>	<p>参加停止要領の規定に基づき、過失により建設工事を粗雑に行ったことによる入札参加停止期間中である場合は、選定しないこと。</p>
<p>(3) 当該工事施工についての技術的適正及び技術者の状況</p>	<p>次に掲げる各事項を総合的に勘案すること。</p> <p>① 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。</p> <p>③ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>④ 当該工事の施工に適合する有資格技術者の有無を確認し、確保でき</p>

	ると認められること。
(4) 手持工事の状況	当該地域における手持ち工事の状況から、当該工事を施工する能力があるかを総合的に勘案すること。
(5) 当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在の状況、当該地域での工事成績等から、当該地域における工事の施工特性に精通しているか、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかを総合的に勘案すること。
(6) 安全管理の状況	<p>① 参加停止要領の規定に基づき、町内における事故等による入札参加停止期間中である場合は、選定しないこと。</p> <p>② 町発注の建設工事について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められる場合は、選定しないこと。</p> <p>③ 町発注の建設工事において、過去5年間死亡事故の発生がなく、かつ、過去3年間負傷者の生じた事故の発生がないこと等を勘案し、安全管理の状況が特に優良と認められる場合は、これを十分尊重すること。</p>
(7) 労働福祉の状況	<p>① 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められる場合は、選定しないこと。</p> <p>② 建設業退職金共済制度への加入状況を確認し、加入している場合は、十分尊重すること。</p> <p>③ 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p> <p>④ 現場環境改善、建設業のイメージアップ等に積極的に取り組むなど建設産業の構造改善に特に努めている場合は、十分尊重すること。</p>